

答申第7号
平成20年9月1日

長崎県公安委員会
委員長 小田 信彦 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 北 穓郎

個人情報の不開示決定に対する不服申立てに係る諮問について(答申)

平成20年2月7日付け長公委(搜一)第2号で諮問のあったことについて、別紙のとおり
答申します。

答 申

第1 審査会の結論

長崎県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、「H○年○月○日に○○○○○前の○○○○の家の庭で私が○○○○から受けた暴行傷害事件についての関係書類の開示を求める」という保有個人情報の開示請求につき、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号。以下「条例」という。）第45条第2項の規定により不開示（適用除外）とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、平成19年9月13日付で、条例第12条第1項の規定により、処分庁に対して、「H○年○月○日に○○○○○前の○○○○の家の庭で私が○○○○から受けた暴行傷害事件についての関係書類の開示を求める」という開示請求を行った。

2 処分の内容

処分庁は、平成19年9月27日付で、審査請求人に対し、次の理由を付して不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を通知した。

（開示しない理由）

根拠：長崎県個人情報保護条例第45条第2項

本件開示請求に係る保有個人情報は、開示請求者に係る刑事事件について作成されたものであり、長崎県個人情報保護条例第45条第2項に規定する「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報及び法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされている個人情報」に該当する。

3 審査請求について

審査請求人は、本件処分を不服として、平成20年1月1日付で、処分庁の上級行政庁である長崎県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求の趣旨は「本件不開示決定を取り消し、開示請求に係わる保有個人情報の全部開示をすることを求める。」というものであり、審査請求人の主張は、審査請求書及び意見書によれば、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る情報は、私が受けた暴行傷害事件であり、その原因は横領した金を返したくなくて起きた事件にもかかわらず、いつの間にか相続争いにすり替わり〇〇〇〇まで不起訴になっている。どうしてこういうことになったのか、私には捜査の内容や証拠を知る必要と権利がある。不開示決定は相当ではない。
- 2 不開示は、警察関係者とその身内の犯罪を隠蔽しているにほかならない。買収した証人を使って、私に嫌がらせをさせている。これも人権侵害で、完全開示を要求する。

第4 質問庁の説明要旨

質問庁の説明は、理由説明書によれば、おおむね次のとおりである。

- 1 本件開示請求に係る保有個人情報について

(1) 犯罪事件を受理した場合は、犯罪捜査規範第62条の規定により「犯罪事件受
理簿」に登載しなければならず、同受理簿には、受理番号、受理月日、罪名、
犯罪日時、犯罪場所、被害程度、被害者、被疑者、送致年月日及び番号、送致
先等が記載してある。

なお、事件当事者の双方を被疑者として取り扱う、いわゆる相被疑事件の場
合は、「被害者」「被疑者」の欄を区別することなく双方を「被疑者・被害者」
として記載する取扱いとなる。

(2) 犯罪事件を送致した場合は、犯罪捜査規範第201条の規定により、「犯罪事
件処理簿」を作成しなければならず、同処理簿には、事件名、罪名・罰則、送
致年月日・送致先、被疑者、処分等が記載してある。

なお、いわゆる相被疑事件のように2人以上の被疑者がある場合は、継ぎ紙
に記載する取扱いとなる。

(3) 犯罪事件を捜査したときは、刑事訴訟法第246条の規定により、特別の定め(逮
捕の場合等)のある場合を除き、犯罪事実及び情状等に関する意見を付した送
致書を作成し関係書類等を添付して検察官に送致しなければならず、関係書類
には、送致事件記録の目次として司法警察職員捜査書類基本書式例に定められ
た「書類目録(様式第52号)」を付すこととされている。

なお、この書類目録は、「写し(控え)」を作成し、犯罪捜査規範施行細則第
26条により「犯罪事件処理簿」に付して保管する取扱いである。

(4) 捜査書類の写しの作成については、犯罪捜査規範第273条において「重要又

は特異な事件等必要があると認められるときは、捜査書類の写しを作成して保存しておかなければならない。」旨が定められているが、それ以外の事件、通常、任意捜査で終了し送致した事件に関しては、「書類目録」の写しのみを作成し犯罪事件処理簿に付して保管するのみで、他の捜査書類(送致書類)については、事件送致後は保管していない。

(5) 上記のとおり、捜査が終了し送致した犯罪事件で処分庁が保有する保有個人情報は、捜査書類の写しの作成が必要な重要又は特異な事件等必要があると認められる事件を除き、

- 犯罪事件受理簿
- 犯罪事件処理簿
- 書類目録

となることが認められる。

2 本件開示請求に対する措置について

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報は開示請求者に係る刑事事件について作成されるものであり、条例第45条第2項の規定により本件処分を行った。

3 諮問庁が不開示決定（適用除外）を妥当と判断した理由

(1) 本件開示請求に係る保有個人情報が記載される公文書の性格

犯罪事件を捜査した場合、一般的には、捜査報告書、供述調書等を作成して犯罪事件を明らかにし、これらの書類を送致するほか、捜査管理を目的として前記1(1)及び(2)記載のとおり「犯罪事件受理簿」に記載の上「犯罪事件処理簿」を作成することになる。

(2) 「刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報（条例第45条第2項前半部分）」の該当性

本件開示請求に係る保有個人情報が記載される公文書のうち、「犯罪事件受理簿」及び「犯罪事件処理簿」は、前記1(1)及び(2)記載のとおり、受理番号、受理月日、罪名、犯罪日時・場所、被害程度、被疑者、被害者、送致年月日、送致先、処分結果等が記載してあるほか、犯罪事件処理簿には、犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見が別紙として付してあり、その内容は前歴等に係る情報が記録されている。よって、「犯罪事件受理簿」「犯罪事件処理簿」は、「刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報」に該当すると認められる。

(3) 「訴訟に関する書類」の該当性

本件開示請求に係る保有個人情報が記載される公文書のうち、「書類目録」は、前記1(3)のとおり、検察官に送致した書類である。よって、「書類目録」

は、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

(4) 結論

上記(2)及び(3)のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報については条例第45条第2項に該当すると認められることから、処分庁が行った不開示決定(適用除外)を妥当と判断する。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求に係る保有個人情報について

本件開示請求に係る保有個人情報は、「H〇年〇月〇日に〇〇〇〇〇前〇〇〇〇の家の庭で私が〇〇〇〇から受けた暴行傷害事件についての関係書類」に記載される保有個人情報である。

諮問庁の説明から判断すれば、捜査が終了し送致した犯罪事件で処分庁が保有する保有個人情報は、捜査書類の写しの作成が必要な重要又は特異な事件等必要があると認められる事件を除き、一般的には、

- 犯罪事件受理簿
- 犯罪事件処理簿
- 書類目録

となることが認められる。

処分庁は、これらの保有個人情報は条例第45条第2項の適用除外規定に該当するとして本件処分を行っており、諮問庁もこれを妥当としているので、以下において、この点について検討する。

2 適用除外について

条例第45条第2項は、「この章（第1節を除く。）の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）及び法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。」と規定しており、同規定の解釈及び運用基準については、次のとおりである。

(1) 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報（条例第45条第2項前半部分）

「刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報」を本章（第1節を除く。）の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

(2) 法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報（条例第45条第2項後半部分）

「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報」とは、例えば、登記簿（商業登記法）や特許原簿（特許法）又は訴訟に関する書類等（刑事訴訟法）などについては、それぞれの法律に基づき必要な体系的な開示、訂正の制度が設けられており、また、これらの文書等は特定の権利を公証することを目的としており、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関法）による利用停止を認めることは、これらの文書等に係る制度の趣旨を損なうことになるため、行政機関法第4章の規定の適用を受けないことになっているものである。

行政機関法の第4章の規定の適用を受けないこととされる個人情報の中には、実施機関において保有しているものもあることから、その開示制度等を規定する関係法律の趣旨を損なわないようにするため、この章（第1節を除く。）の規定を適用しないこととしたものである。実施機関が保有する公文書に記録された個人情報で、該当するものとしては次のとおりである。

ア 省略

イ 刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」

なお、「訴訟に関する書類」とは、被疑事件及び被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。

3 本件開示請求に係る保有個人情報が適用除外となることについて

本件開示請求に係る保有個人情報は、捜査が終了し送致した犯罪事件においては、重要又は特異な事件等必要があると認められる事件を除き、一般的には「犯罪事件受理簿」「犯罪事件処理簿」及び「書類目録」となることが認められるが、

これらの公文書には、受理番号、受理月日、罪名、犯罪日時・場所、被害程度、被疑者、被害者、送致年月日、送致先、処分結果等が記載しており、その内容は送致した事実や前歴等に係る情報であるから「検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分」に係る個人情報である。さらに、「書類目録」は刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」にも該当することから、条例第45条第2項により適用除外とされる個人情報であると認められる。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報は、条例の第2章(第1節を除く。)の規定の適用を受けないものである。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書や意見書、さらにはこれらに添付された資料において種々主張しているが、いずれも当審査会における上記判断を左右するものではないと認める。

5 結論

以上のことから、本件開示請求につき、条例第45条第2項の規定により不開示(適用除外)とした処分庁の決定は、妥当であると判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別記のとおりである。

別記

審査会の審査経過

年月日	審査経過
平成20年2月8日	・ 諸問庁から諸問書を受理
平成20年2月27日	・ 諸問庁から理由説明書を受理
平成20年3月21日	・ 審査請求人から意見書を受理
平成20年5月14日	・ 審査会（審査）
平成20年6月25日	・ 審査会（審査）
平成20年7月15日	・ 審査会（審査）
平成20年9月1日	・ 答申

長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
生野 正剛	長崎大学環境科学部教授	会長職務代理者
井田 洋子	長崎大学経済学部准教授	
北 稔郎	弁護士	会長
中村 尚志	弁護士	
長野 久美子	人権擁護委員	